

子ども用衣料（ひもの安全基準）の JIS 案を公表します。

～JIS 案の閲覧について～

平成 26 年 6 月 23 日
産業技術環境局
環境生活標準化推進室

平成 26 年 6 月 23 日、日本工業標準調査会（JISC）第 49 回消費生活技術専門委員会が開催され、JIS L4129(子ども用衣料の安全性—子ども用衣料に附属するひもの要求事項)を平成 27 年 12 月に制定公示することが決定されました。その間、JIS「案」として公表します。

1. JIS 案の閲覧方法

JISC/HP のトップページにある「一般・共通」の「JISC 資料・議事要旨・議事録」→「消費生活技術専門委員会」→「第 48 回 配布資料」→「資料 5 JIS 原案 01」で閲覧が可能です。

2. 概要

我が国において、子ども服に起因する重篤な事故事例は公的には報告されていないものの、過去のアンケートによると回答者の 77%が「危険を感じたことがある」と回答しており、主な原因が「ひもの引っかかり」によるものでした。欧米では子ども服のひもに起因する死亡事故が発生しており、公的な規格を制定したところ、事故事例が大きく減少したとの報告もあります。我が国でも子ども服のひもに起因する事故の未然防止を図るため、より安全性を考慮した子ども服が流通するよう、年齢層別・身体部位別にひもの要求事項を規定した JIS 案を作成しました。

3. 子ども服の製造・販売等の実態

子ども服はシーズン物(春夏用、秋冬用)に合わせて企画から製造・販売までおよそ 1 年かかり、JIS 案の公表後、JIS を認識し対応するまでにある程度の時間が必要と考えます。また、子ども服メーカー・輸入事業者の多くは中小・零細企業であり、普及・周知にも相当期間が必要となります。

このため、現段階で JIS を制定した場合、制定前に企画・製造した製品が市場に流通することとなり、JIS 適合品を求める消費者の混乱を招くことが予想されます。

4. 最終案の公表

子ども服の製造・販売等の実態を考慮し、一番早く JIS に対応できると考えられる「平成 28 年春夏物」が店頭展開される平成 27 年 12 月に制定公示します。

(本件のお問い合わせ先)

産業技術環境局環境生活標準化推進室

担当者: 永田、星

電話: 03-3501-1511(内線 3427)、03-3501-9283(直通)